

## 特別養護老人ホームの多床室容認を求める意見書

本県は、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が高く、また、高齢化の進行により今後更に要介護認定者等の増加が見込まれることから、介護サービスを継続的に提供できる体制の整備が必要である。

一方、特別養護老人ホームの整備について、個室・ユニット型は、多床室に比べ、入所者の自己負担が大きくなることなどから、地域の実情や高齢者のニーズに応じた整備等が求められているところである。

また、今回の介護報酬改定において、多床室の施設サービス費の減額幅は、個室・ユニット型に比べ大きくなっている。

国におかれては、特別養護老人ホームについて、全室個室・ユニットケアの方針を示しておられることから、下記事項について、強く要望する。

### 記

- 1 特別養護老人ホームの新築及び増改築については、地域の実情を勘案し、個室・ユニット型のみでなく、多床室も認めること。

また、介護報酬における多床室の施設サービス費についても、個室・ユニット型と同様適正な評価を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月18日

鹿児島県議会議長 金子万寿夫

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣  
厚生労働大臣